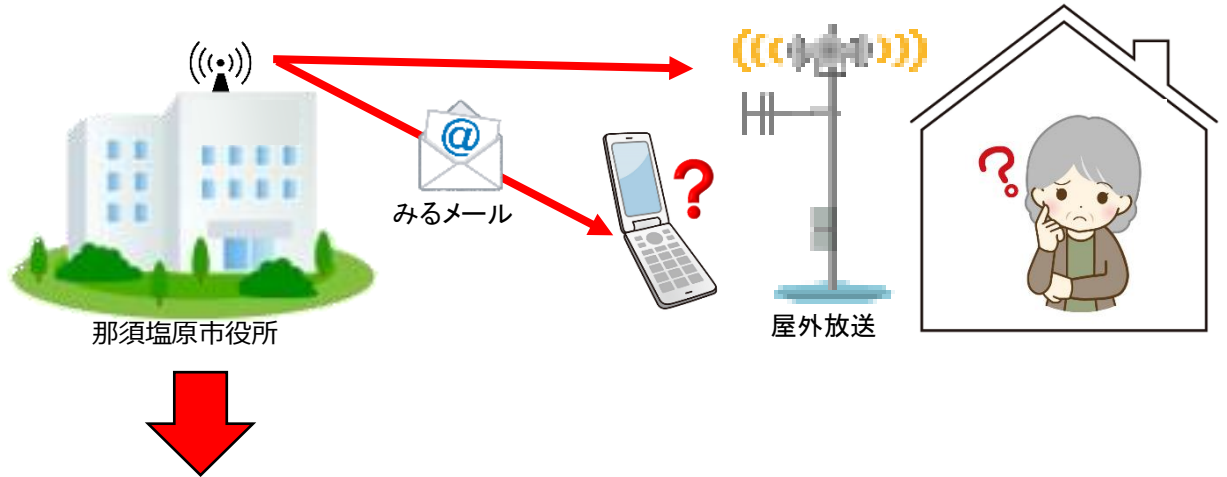


那須塩原市防災ラジオの概要

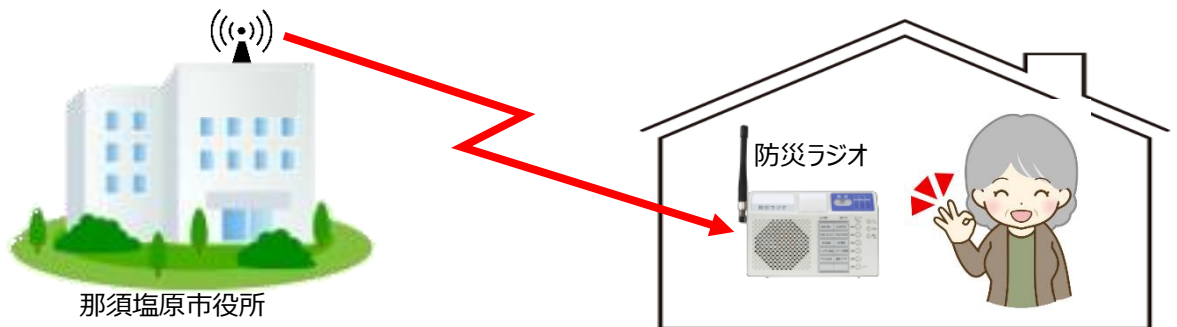
どうして防災ラジオが必要なの？

- 屋外放送では、大雨や台風などのとき、屋内では聞こえません。
- みるメール、市ホームページなどは、携帯電話などが苦手な方は受け取れません。



☆ 防災ラジオがあれば・・・ ☆

- 屋内でも防災情報を聞くことができます。
- 難しい操作は必要ありません。
- 自動的に電源が入り、防災情報が放送されます。



どんな情報が聞けるの？

- 避難を始めるタイミング（高齢者等避難、避難指示などの避難情報）
- 災害が発生する危険度（水害、土砂災害、噴火などの警戒レベル）
- どの避難所が開設されているか（自主避難所、指定避難所の開設情報）
- 避難に必要な情報（土砂崩れ、通行止め、ダムの緊急放流など）
- 災害発生につながる気象情報（大雨特別警報、土砂災害警戒情報など）
- その他災害に関する重要な情報

「防災ラジオ」ってどんなもの？



防災ラジオ型

文字表示付 防災ラジオ型

※文字表示付は聴覚障害者
(身体障害者手帳の交付を
受けている人)に限ります。

- 市が発信した防災に関する情報を音声や文字で放送します。
- 電源が入ってなくても、自動的に放送を開始します。
(ラジオを聴いていた場合は、割り込み放送を行います。)
- 単三電池3本を入れておけば、停電時でも使用できます。
- 直前の放送を聞き直すことができます。
- 防災情報を受信したときは照明が赤く点滅します。

市から無料で借りられるひと（1世帯に1台を貸し出します）

- 視覚障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）
- 聴覚障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）
- 警戒区域等に居住する避難行動要支援者
 - ・ 75歳以上のみの世帯
 - ・ 要介護3以上の方
 - ・ 身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・ 療育手帳A1・A2所持者
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ・ 難病患者のうち避難行動等に支援を要する方



文字表示付

その他

- 電気料及び電池交換は自己負担をお願いします。（通信料はかかりません）
- 市の備品ですので、不要になったときは返却してください。
- 使用者の過失による故障は、修理費を自己負担いただく場合があります。
- お住いの地域の市役所（本庁、西那須野支所、塩原支所、箒根出張所）で申請してください。

問い合わせ先

那須塩原市 総務部 総務課 危機対策班

電話：0287-62-7150 FAX：0287-62-7220